

広報用資料（簡易）
特別永住者の方用（日本語）

外国人登録証明書をお持ちの特別永住者の方へ（法務省入国管理局）

- 外国人登録証明書から特別永住者証明書への早めの切替えをお願いします。
 - ・ 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、特別永住者の方が所持している外国人登録証明書は、一定の期間、新しくできた特別永住者証明書とみなされますが、この特別永住者証明書とみなされる期間が満了する日（※）までに、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。
 - ※ 外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間（有効期間）は下記のとおりです。
 - (1) 平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方
 - ① お持ちの外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月8日までに到来する方
→平成27年7月8日まで
 - ② お持ちの外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月9日以降に到来する方
→当該誕生日まで
 - (2) 平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方
→16歳の誕生日まで
- 外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間が平成27年7月8日までとなっている方で、まだ手続がお済みでない方が多数おられるため、この直前の時期は申請が集中して、窓口が大変込み合うことが予想されます。
- 申請の場所は、お住まいの市区町村の窓口です。

入国管理局ホームページ上のご案内

<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>